# 容リ法

1. ご連絡先

市町村又は

プラスチック製

容器包装

### 令和8年度 分別基準適合物(容器包装リサイクル法)の引き渡し量に関する調査票 ※申込みを行わない場合でも、1. ~4. までご回答が必要です。 太枠内をご記入ください。

市町村名又は

※ご連絡先の項目を全てご確認ください。追加・修正がある場合、赤字でご記入ください。

#### 【質問1】

一部事務組合コード 一部事務組合名 郵便番号 連絡先所在地 (カナ) (漢字) 担当部署 担当者名 (カナ) (漢字) 役職 電話番号 FAX番号 E-mail 【質問2】 2.回答者種別、3.申込有無及び4.引き渡し予定量についてもご記入ください。 2. 回答者種別 ※□にチェックを入れてください □ ①単独市町村 □ ②代表市町村 □ ③一部事務組合(市町村の方は「③一部事務組合」以外を選択してください。) □ ④構成市町村(「④構成市町村」の方は、「3.申込有無」で「申込みを行わない」にチェックを入れてください。) ※同封の資料3-1の【2. 回答者種別】及び調査票裏面の【回答内容判断チャート】を確認のうえ、ご記入ください。 3. 申込有無 ※□にチェックを入れてください □ 自ら申込みを行う ※「自ら申込みを行う」方は、下記(A) (B) 欄双方にご記入ください。 □ プラスチック資源循環促進法に基づく再商品化を予定している。 →プラ法引き渡し開始時期をチェックしてください。 □ 期初から □ 期中から □ 申込みを行わない | ※「申込みを行わない」方は、下記(A)欄のみご記入ください。(計画のない場合は「0」を記入) ※「プラスチック資源循環促進法に基づく再商品化を予定している」にチェックする場合、資料3-4の【記入例】を必ずご確認ください。 4. 引き渡し予定量 ※(A)欄に分別収集見込み量及び独自処理量、(B)欄に令和8年度の引き渡し予定量をご記入ください。 (B) 令和8年度の指定法人への引き渡し予定量(kg) (A)第11期分別収集計画に ※直近の収集実績等を十分に勘案し、R6年度年間引渡実績量(中段)、 R7年度申込量(下段)を参考にして、できるだけ実態を反映した数字をご記入ください。 おける令和8年度の 分別収集見込み量(上段) 特定分別基準適合物 うち独自処理量(下段) R 8 年 度 引 渡 予 定 量 (kg) ( 上 段 ※都道府県に報告された量をご ※「申込まない」場合は記入不! 該当する□にチェックを記入 R6年度年間引渡実績量(kg)(中段 記入ください。 7 年 度 申 込 量 (kg) (下 段 □ 特定事業者負担分と市町村負担分双方(全量) 0 0 0 ガラスびん kg □ 特定事業者負担分のみ (無色) □ 特定事業者負担分と市町村負担分双方(全量) 0 0 0 ガラスびん xg □ 特定事業者負担分のみ (茶色) □ 特定事業者負担分と市町村負担分双方(全量) 0:0:0 ガラスびん kg □ 特定事業者負担分のみ (その他の色) □ 特定事業者負担分と市町村負担分双方(全量) kg □ 特定事業者負担分のみ PETボトル □ 申込まない □ 特定事業者負担分と市町村負担分双方(全量) 0 0 紙製容器包装 □ 特定事業者負担分のみ □ 申込まない □ 特定事業者負担分と市町村負担分双方(全量) 白色トレイ kg □ 特定事業者負担分のみ □ 特定事業者負担分と市町村負担分双方(全量)

kg □ 特定事業者負担分のみ

□ 申込まない

回答締切 令和7年 7月18日

### 【質問3】 2. 回答者種別で「②代表市町村」又は「③一部事務組合」と回答した方にお伺いします。

貴市町村又は貴組合が代表して引き渡しを申込む予定の構成市町村について、品目別の 申込み予定状況を下表に記入してください。

- ① 構成市町村ごとに、申込みを行う(指定法人への引き渡しを希望する)品目について〇印、申込みを行わない 品目について×印を記入してください。
- ② 複数の市町村をとりまとめ、代表として指定法人に引き渡しを申込む予定の一部事務組合・市町村は、構成市町村をあらかじめ印字しております。構成市町村名に誤り・追加・変更等があった場合は、赤字で修正をお願いします。

貴市町村・組合名			
及びコード	(市町村又は組合コード:	)	

貴市町村又は貴組合が代表で指定 法人に引き渡しを申込む予定の構成 市町村及びコード		ガラスびん (無色)	ガラスびん (茶色)	ガラスびん (その他 の色)	PET ボトル	紙製 容装 包装	白色トレイ	プラスチック製容器包装

※上表は令和8年度の品目別申込み状況を把握する際の基礎データとなりますので、正確に記入してください。

#### 注記:

- 1. 「特定事業者負担分と市町村負担分双方(全量)」とは、市町村が収集した分別基準適合物について、特定事業者負担分と市町村負担分の両方の引き渡しを申込むことです。また、「特定事業者負担分のみ」とは、市町村が収集した分別基準適合物のうち、特定事業者負担分のみの引き渡し申込みを行うことです。
- 2. 「白色トレイ」とは、「白色の発泡スチロール製食品用トレイ」を指します。
- 3. 年間引渡実績量と申込量の表示について R6年度或いはR7年度の申込が無い場合: - /R6年度の実績が0kgの場合: 0

### 全ての市町村及び一部事務組合にご回答をお願いしております

## 容リ法

# 「分別基準適合物(容器包装リサイクル法)引き渡し量調査」の回答内容判断チャート

※分別基準適合物:ガラスびん無色、ガラスびん茶色、ガラスびんその他の色、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装(白色トレイ含む)

